

令和8年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託に係る プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市の中心市街地は、2コア1パーク＆モールの都市構造による「ひと中心の歩いて楽しいまちづくり」に向けて、様々な拠点整備や関連する取組みを推進しているところであります。令和5年に誕生したおにくるを中心に、茨木らしいまちの楽しみ方や使い方がまちの風景として日常の中にみられている。

今後、2コアである両駅においても再整備に向けた取組みが進む中、これら拠点整備の効果を中心市街地全体に広げていくためには、モールの位置づけのある東西軸（中央通り、東西通り）においても、ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような魅力的な空間へと空間再編の検討を進めていく必要がある。

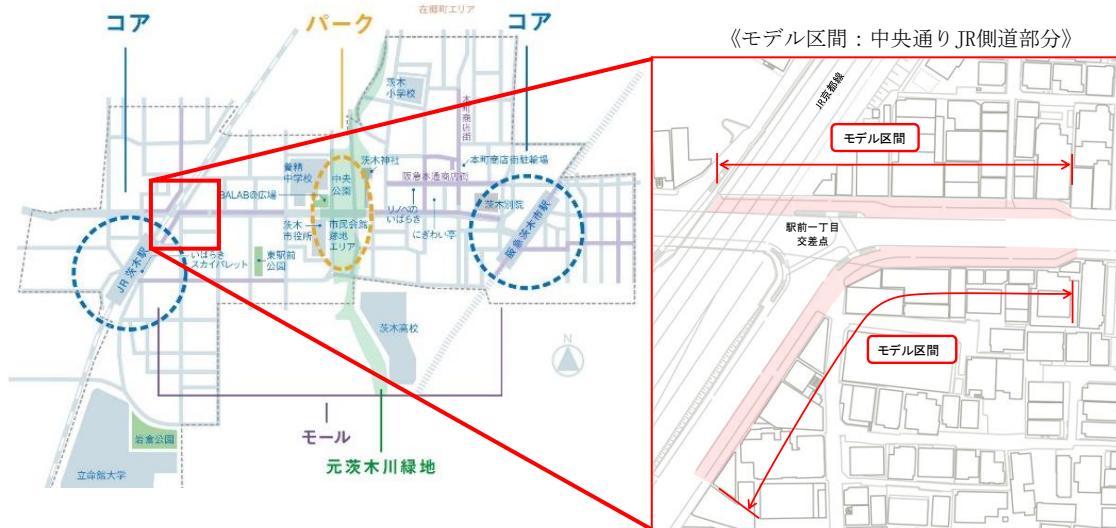
これらを背景に、令和5年度には東西軸ストリートデザインガイドラインを策定し、令和7年度には中央通り側道の空間再編をモデル事業と位置づけ、社会実験を実施することで、将来像を可視化し、歩行者・自転車交通の安全性の向上や商店街との連携による利活用面の検証を行った。これら取組みを通じて、将来像への共感が進み、沿道空間の利活用への期待感が高まりつつあるものの、整備に向けては、継続して沿道住民や沿道事業者、関係機関の理解を深め、空間のあり方を検討していく必要がある。

本事業は東西軸のモデル区間（中央通りJR側道部分を想定）を対象として、ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような魅力的な空間の企画立案を行い、社会実験にて検証を行い、令和10年度に予定している最終整備に繋げるものである。

実施にあたっては、茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインの趣旨に沿い、単なる道路としてではなく、歩行者自転車の安全性、快適性の担保に加えて、人々の活動や交流に配慮された魅力的なデザイン性や多様な主体との共創の視点など、まちづくりに係る高度かつ専門的な知識や先進的な企画力が求められるところである。

そこで、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく、事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

《2コア1パーク＆モールの都市構造》



2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務

(2) 業務の目的

令和7年度の取組みを踏まえ、モデル区間（中央通りJR側道部分）において、“ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような魅力的な空間”の検討を行い、社会実験を通じて、より多くの主体に将来像を共感してもらうことで、円滑な側道の空間再編につなげていくことを目的とする。

なお、交通状況を検証する社会実験については、令和7年度未実施の中
央通り北側の側道（本線部は含まない）で実施を想定している。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額

9,858,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和8年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで都市政策課あてに送信すること。

提出期限：令和8年3月2日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市都市整備部都市政策課

E-mail : toshi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年3月4日（水）

掲載場所：茨木市HP 都市政策課のページ

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市都市整備部都市政策課（茨木市役所南館5階）

ウ 提出期限：令和8年3月6日（金）正午まで（厳守）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、令和8年3月10日（火）に「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵便で発送する。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに都市政策課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

① 空間のあり方検討に関する企画提案

② 沿道空間の利活用に向けた機運醸成の取組に関する企画提案

③ 社会実験に関する企画提案

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 原本1部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記8(2)アの副本には、会社名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年3月17日（火）午後3時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市都市整備部都市政策課事務室（茨木市役所南館5階）

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本8部（上記(2)ウの参考見積書及び内訳書を除く）

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、6ページ10(1) 第1次審査<事務局審査>で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において<事務局審査(第1次審査)>及び<プレゼンテーションによる委員審査(第2次審査)>を併せて行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は7ページ記載の「第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>で示す審査基準に基づいて行い、第2次審査の評価点と第1次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プrezentationは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用

して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

- イ プrezentationの時間は、1提案者につき25分程度とし、提案内容の説明15分以内、質疑応答10分程度とする。
- ウ プrezentationの説明は、業務実施体制調書（様式4号）に記載のある統括責任者もしくは担当技術者が行うこと。
- エ プrezentationに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。
- オ 提案者の出席は3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年3月23日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。また、第1次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてpräsentationの日程を通知する。なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和8年3月23日（月）までに参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年3月26日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年4月1日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年4月8日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書等 内容	同種・類似業務の実績は十分か。 同種(1件につき2点)：道路空間の多様な利活用や高質な空間整備の検討に係る計画策定又は設計業務、若しくは社会実験の実施（官公庁又はこれに準ずる機関から受注したものに限る) 類似(1件につき1点)：公園や広場の多様な利活用や高質な空間整備の検討に係る計画策定又は設計業務、若しくは社会実験の実施（官公庁又はこれに準ずる機関から受注したものに限る)	10
業務実施体制調 書等内容	十分な知識と経験を有した人員配置か。 ① 統括責任者(2点)×同種・類似業務の担当件数 ※6点を上限とする。 ② 技術担当者(1点)×同種・類似業務の担当件数 ※1名につき2点を上限とする。	10
提案額（参考見 積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額／見積金額) ×50点 ※小数点以下切り捨て	50
合計		70

業務実績や担当者実績については、テクリス登録情報など事務局で実績を確認できる書類を添付すること。

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>

(配点は委員1人あたり)

審査基準	審査内容	配点
基本項目	茨木のまちなかに係る取組み及び業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された提案がなされているか。また、スケジュールや実施方法等は妥当な提案がなされているか。	10
空間のあり方検討	側道空間のあり方を考えるにあたり、交通面や利活用面等から検討が必要な項目が整理され、自社の強みや経験に基づいた明確なアプローチ方法や検討体制等が示されているか。	10
	最終整備に向けて「ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような空間」を共有していくために、他市事例などを踏まえ魅力的な検討方法や工夫、アウトプットイメージが示されているか。	10
機運醸成の取組	関係者との協議や会議のおおよそのスケジュールが示され、妥当なものとなっているか。 沿道事業者との話し合いの場を運営するにあたり、魅力的な企画や提案となっているか。	10
社会実験	社会実験を通して検証すべき内容がイメージでき、その内容に対して、社会実験の企画案が妥当なものとなっているか。	10
	取組に必要なPR手法の提案があり、幅広い関係者の機運醸成が期待できる提案となっているか。 また、効果検証にあたって、必要な検証項目が具体的に示され、有効な調査や手法の提案がなされているか。	10
独自性	仕様書に示された事項以外に、独自の視点や専門的な知見から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
合計		70

(2) 配点

- ①事務局審査 70点
- ②委員審査 420点 (70点×6委員)
- ①と②の合計 490点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の

総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「空間のあり方検討」と「社会実験」の評価点の合計が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「空間のあり方検討」と「社会実験」の評価点の合計が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上に達した事業者がいない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年3月2日（月）午後3時まで（厳守）
質問に対する回答	令和8年3月4日（水）
参加申込期間	令和8年2月24日（火）午前10時から 令和8年3月6日（金）正午まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和8年3月10日（火）発送
企画提案書提出期間	令和8年3月11日（水）午前9時から 令和8年3月17日（火）午後3時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
審査結果通知（第1次）	令和8年3月23日（月）発送
第2次審査	令和8年3月27日（金）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和8年4月1日（水）発送（予定）
契約締結	令和8年5月末から6月頃（予定）※
業務開始	令和8年5月末から6月頃（予定）

※本業務は、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業を活用予定の為、
契約締結については交付決定後の手続きとなる。

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があつたと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 都市整備部都市政策課 担当 大西、佐野
TEL:072-620-1660（直通） E-mail : toshi@city.ibaraki.lg.jp